

# 福島市告示第360号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のように告示し、同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年12月19日

福島市長 馬場 雄基

## 1. 都市計画の種類

県北都市計画 下水道

## 2. 都市計画を変更する土地の区域

### ① 新たに都市計画に含まれる土地の区域

#### (1) 福島県福島市のうち

東浜町 及び 堀河町 の各一部の区域

#### (2) 福島県福島市のうち

岡島字砂入 の一部の区域

岡部字当木 及び 東町 の各一部の区域

### ② 都市計画から除外される土地の区域

#### (1) 福島県福島市のうち

東浜町 及び 堀河町 の各一部の区域

#### (2) 福島県福島市のうち

岡島字砂入 の一部の区域

## 3. 縦覧場所

福島市五老内町3番1号

福島市都市政策部都市計画課